

環境・まちづくりのつづき

江東区をみどりでいっぱいにしよう！ はじめてのベランダガーデニング講座 ハーブ編

ガーデニングを通したコミュニティづくりを進める初心者向きの講座です。ベランダでハーブを育て、生活の中でいかす方法を学びながら、地域の人との交流を深めましょう。花と緑いっぱいのまちづくりにあなたも参加してみませんか。
※実習を行った寄せ植えセット等は持ち帰りできます

回6月17日・7月1日・15日の火曜(全3回) 14:00～16:00 場森下文化センター
対区内在住・在勤で全回参加できる方 ※今年度と昨年度の本講座(シリーズ含む)受講者は対象外
定25人(抽選) 費5,000円(材料費)
講草香もえ(上級ハーブインストラクター)

申5月16日(金)(必着)までに区HP申込または往復はがきに9面申込記入例の①～④と⑤年齢⑥区内在勤の方はその旨を記入し、〒135-8383区役所管理課CIG推進係へ☎03-3647-2079 ☎03-3647-8454
※抽選結果は郵送またはメールで連絡



CITY IN THE GREEN(みどりの中の都市) 自宅や事業所で緑化に取り組みませんか

4月1日から、花壇・菜園や生垣、植樹帯、壁面緑化などに取り組む際の費用助成を充実させています。自宅や事業所の環境に合わせてより自由に取り組めるよう、新たにプランター、ハンギングバスケット(吊り下げ・壁掛け型の鉢)、シンボルツリー緑化の助成を追加しました。
新たに緑化を計画している方、みどりを増やしたい方はぜひご活用ください。利用条件や利用例などの詳細は区HPをご覧ください。
※年間予算の範囲内の助成となります

花壇等緑化と付帯工事

工事種別		助成対象経費	1mまたは1個あたりの助成上限額		助成限度額
花壇・菜園緑化工事等	花壇・菜園緑化工事	延長100mを上限とした花壇・菜園緑化工事費	1mあたり16,000円		
	プランター、ハンギングバスケット設置緑化	プランター、ハンギングバスケット設置費	1個あたり9,000円		9万円
生垣緑化工事等	生垣緑化工事	生垣緑化工事費	道路と生垣との間に遮蔽物が無い場合	1mあたり16,000円	
			道路と生垣との間に遮蔽物がある場合	1mあたり8,000円	
	シンボルツリー緑化工事	シンボルツリー緑化工事費	植栽時に樹木の高さが3m以上ある場合	80,000円	8万円
			植栽時に樹木の高さが1.5m以上3m未満の場合	18,000円	1.8万円
植樹帯緑化工事		延長100mを上限とした花壇・菜園緑化工事費	1mあたり16,000円		
ブロック塀等の取り壊し工事		生垣緑化または植樹帯緑化に伴うブロック塀等の撤去工事費	1mあたり8,000円	フェンスの後ろ側(宅地側)に植栽する場合を除く	
フェンス設置工事		生垣緑化または植樹帯緑化に伴うフェンスの設置工事費	1mあたり8,000円	フェンスの後ろ側(宅地側)に植栽する場合を除く	
フェンス緑化工事		延長100mを上限とした緑化工事費	1mあたり2,000円	フェンスの費用は含まない	20万円
合計で200万円					

図管理課CIG推進係☎03-3647-2079 ☎03-3647-8454



屋上等緑化工事

工事種別	助成対象経費	1㎡あたりの助成上限額	助成限度額
薄層屋上緑化工事(土厚30cm未満)	薄層屋上緑化工事費の2分の1	1㎡あたり15,000円	合計で30万円
厚層屋上緑化工事(土厚30cm以上)	厚層屋上緑化工事費の2分の1	1㎡あたり30,000円	
壁面緑化工事	壁面緑化工事費の2分の1	1㎡あたり10,000円	30万円



▲厚層屋上緑化工事(プランターを使用)の例

防災・安全

5月は自転車月間 自転車安全利用TOKYOキャンペーン

東京都や市区町村、警視庁等の関係団体が連携してキャンペーンを実施します。自転車を利用する人は、交通ルール・マナーを守って安全に利用しましょう。

自転車の交通事故発生状況

令和6年に区内で起きた交通事故のうち、約5割に自転車が関わっていました。

ヘルメット着用が努力義務

自転車に乗る際は、全年齢でヘルメットの着用が努力義務となっています。交通事故による被害を軽減するために、大人もヘルメットの着用に努めましょう。

自転車損害賠償保険等の加入は義務

都では、自転車利用中の事故で他人にけがをさせた場合などの損害を賠償できる自転車損害賠償保険等への加入が義務となっています。自転車を利用する際は、対人賠償事故に備える保険等への加入が必要です。



図地域交通課交通係☎03-3647-4784 ☎03-3647-9287

自転車安全利用五則を守ろう

事故の被害者にも加害者にもならないために、自転車安全利用五則を守りましょう。

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯 ●飲酒運転は禁止 ●ヘルメットを着用

危険な運転はやめましょう

スピードの出し過ぎは、歩行者等と接触した際に、大きな事故につながる恐れがあります。特に下り坂や電動アシスト付自転車の利用時は、スピードが出やすいので注意が必要です。周囲の状況を確認し、安全な速度で利用しましょう。

また、お子さんを抱っこしながら自転車を運転することは認められていません。大変危険なので、絶対にやめましょう。

※16歳以上の運転者は、小学校就学の始期に達するまでの者1人をおんぶひも等で背負って運転することができます

